**厚生労働大臣が定める掲示事項**

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

* 地域連携夜間・休日診療料
* 地域連携小児夜間・休日診療料１
* 外来感染対策向上加算
* 医療DX推進体制整備加算
* CT撮影及びMRI撮影　　※休日診療所では使用しておりません。

撮影に使用する機器：16列以上64列未満のマルチスライスCT

* 酸素の購入単価　　　　　小型ボンベ算定単価2.36円

　　（2025年5月1日時点）